多様な契約及び消費者の権利と責任

　　　年　　　組　　　番　氏名

【単元を貫く問い】

**１．契約など、私法に関する近代法の原則として次の２つがあります。この２つの原則とその例外が認められる場合に注目して、授業に臨みましょう。**

①物の持ち主はその物を自由に扱うことができること。 →【　　　　　　　】の原則

　②ある事柄の当事者が自由に約束をすることができること。 →【　　　　　　　】の原則

**２　消費者問題の一つに消費者トラブルの増加があげられます。その解決に向けて次の問題を考えてみよう。**

（１）店でジーンズを買うとき、契約が成立するのはいつ？

１　商品を受け取ったとき。 ２　代金を払ったとき。

３　店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　答えは 　 番

（２）店でネックレスを買ったが、使う前に不要となった。解約できる？

１　解約できない。 　　　　　　　　　２　レシートがあり１週間以内なら解約できる。

３　商品を開封していなければ解約できる。

答えは 　 番

では、「社会への扉」３ページ・４ページを開けて、Ｑ１及びＱ２を見て確認してみよう。

＊ここで、「社会への扉」３ページ・４ページのＱ１～３を見て契約についてまとめみてよう。

・契約は　　　　　でも成立します。また、　　　　な責任が生じる約束なので　　　　　があります。

・したがって、契約を守らない場合、　　　　　 で訴えられる場合もあります。

☆結んだ契約は自由に（勝手に）やめることはできない。

→それは、対等な者同士が合意して約束をしたからである。

では、次の場合はどうだろか？

　　●事例１　１７歳の高校生が保護者に内緒で１０万円の化粧品セットを契約した場合は取り消し

【　　　　　　　　　　　　】。

　　　　　　　根拠となる法令：【　　　　】

　　　　　　　なぜ１７歳の契約は【　　　　　　　　　　　　　　　　】のか？

　　●事例２　就職が決まった大学生が車を買おうと中古車ショップに行った。店員に「この車は走行距離も少なく、事故歴もないよ。この値段はとてもお買い得だよ。」と言われ、購入を決めた。しかし、購入後すぐに調子が悪くなり、調べてもらうと、実はこの車は過去に事故を起こしており、何カ所も修理をしていることが分かった。

この契約は取り消し【　　　　　　　　　　　　】

根拠となる法令：【　　　　　　　　】

　　　　　　　なぜこの契約は【　　　　　　　　　　　　　　　　】のか？

　☆これまでの学習をまとめると、消費者保護を定めた法令は、年齢や状況など、対等な立場でなかった場合の契約の解除や、被害救済の制度およびその条件を定め、【　　　　】な選択・判断・取引ができる社会の形成をめざしている。

☆しかし、一方で消費者の権利と責任の自覚を促し、【　　　　　　　　】としての社会参画も求めている。

　　例えば、未成年者の契約であっても、①小遣いの範囲の【　　　　　　】の場合、②成人であると積極的に【　　　　】をついた場合、③法定代理人（保護者）の同意があると【　　　　】をついた場合など消費者自身に落ち度がある場合は契約の取り消しはできません。

☆特に注目すべき点は、【　　　　】の改正により、２０２２年４月から、成年年齢が【　　　　　】に引き下げられたことである。これらのことを考えると、**今後、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が一番高い**のはどのような人か？

つまり、高校生といえども、**自立した主体**として、**契約**を考えていく必要がある。

**３．消費者トラブルに巻き込まれないための方策について考えましょう。**

**【方策①】契約を解除できる場合について理解する。**

一定期間内なら無条件で契約を解除できる制度もあります。

…　　　　　　　　　　　　　 　　といいます。

　　　　　　　　→根拠となる法令：【　　　　　　　　】

「社会への扉」５ページのＱ４を見てみよう。

この例では、８日間であれば契約解除ができます。では、なぜそれができるのでしょうか？Ｑ４のイラストを見てグループで相談してまとめてみよう。

**【方策②】消費者自身が学習する。**

（１）ネットショッピングについて

 ・具体的にはどんなトラブルが考えられますか？例を１つあげてください。

* 注意するべきサイトにはどんな特徴がありますか？…「社会への扉」６ページを見てみよう。

（２）ネットショッピング以外の消費者トラブルで、その実態や対応策について、今後もっと調べてみたい、勉強してみたいと思う事柄について探究テーマを考えてみてください。

**【方策③】消費生活センターに相談する。**

「社会への扉」１０ページを見てみよう。消費者トラブルにあったら→

消費者ホットライン　　　　　　　　　　　　番へ！

自分自身に何か消費者トラブルが発生した際、相談しなかった場合と相談した場合のシナリオを、「社会への扉」１１ページをみて、それぞれまとめてみましょう。

　●相談しなかった場合

●相談した場合

**４．消費者問題の歴史について振り返っておきましょう。**

1962年　サリドマイド事件…医薬品の副作用により胎児に被害が続出。

1968年　カネミ油症事件…食用油にダイオキシン類が製造過程で混入し、大規模な食中毒発生。

　　　 　【　　　　　　　　 　 】…消費者保護の基本的枠組みを定めた。

1970年　【 　　　　　　　　 　】発足…消費者支援の機関。地方公共団体には消費生活センター。

　1994年　【 　　　　　　　　　 】制定…製造物の欠陥による被害に対し**無過失責任**を定める。

　2000年　【 　　　　　　　　　 】…不当な契約から消費者を守ることを目的とする。

　2004年　【 　　　　　　　　　 】…消費者の権利尊重と**自立支援**を定める。

2009年　【 　　　　　　　　　 】設置…消費者行政のとりまとめ

　　日本が高度経済成長期に入ると、食品による健康被害や薬害、あるいは家電製品や自動車などの構造上の欠陥による事故が頻発した。企業の虚偽広告や問題のある販売方法により、消費者に不利益を与えることもあった。このような消費者問題の発生に対して、様々な【　　　　　　　】による【　　　　　　　】が展開され、被害の救済やトラブルの解決を図る種々の法令、制度が整備された。その際に大きな影響を与えたのが、1962年にアメリカの【　　　　　　　　　】が明確にした【消費者の四つの権利】という考え方である。

**５．多様化する現代の消費者問題について考えましょう。**

（１）問題商法について…どのようなものがありますか？教科書を見て例を１つあげ、説明しよう。

　　 名称【　　　　　　　　　　】

説明：

（２）多重債務について…「社会への扉」７ページ・８ページを見てみよう。

 ア　クレジットカードとは何ですか？

イ「社会への扉」７ページのワーク４に取り組もう。

1. クレジットカードで購入した商品は、支払が完了するまでは誰のもの？…
2. 期日に支払が遅れると、どうなるのだろうか？グループ内で相談して考え、書いてみよう。

**６　まとめの演習**

クレジットカードはとても便利ですが、十分に注意して使う必要がありますね。そこで、ワーク４の応用編に取り組んでみたいと思います。

ある高校で消費者教育を受けたAさんは、先生から、これまでの学習を踏まえて、『成年年齢を１８歳に引き下げたことは、社会全体の経済活動にいかに影響を及ぼすか』をテーマにレポートを書くよう指示されました。そこで同じクラスのBさんと意見交換しながらレポートを書くことにしました。

Ａ：成年年齢が１８歳に引き下げられたことによって、１８歳からクレジットカードを持つことができるみたいだね。

Ｂ：そうだね。若い人達にとってみれば、お金を持って無くても欲しいものが買えるし、若い人達がたくさん買い物をしたら、経済にもいい影響が出そうだね。

Ａ：でも、知識や経験の少ない若者を狙う詐欺的な悪質商法が増加し、経済的な犯罪が増加する可能性が　あるね。

Ｂ：だから、そのような犯罪を防いだり、被害を救済したりするために、これまで以上に政府による経済活動への関わりが求められるかもね。悪質な販売店が増えてしまうと、消費者は警戒するだろうし、正当な活動をしている企業が市場から出ていってしまうよね。

Ａ：なるほどね。情報の非対称性、逆選択って習ったね。でも過度な介入も企業側にとっては、自由な企業活動の妨げになるかもしれないね。その結果、新しいビジネスや画期的なサービスが埋もれてしまうのはもったいないね。

Ｂ：クレジットカード会社の立場からはどうだろうか？

Ａ：確かにカードを使う人が増えると、カード会社からすれば手数料収入は増えるね。でも利益至上主義の考え方で契約者を増やして、支払いの能力の低い人が使いすぎてしまうと、不幸な結果を招くことになりそうだね…。

Ｂ：でもそれは、最終的にはカード会社が損害を被るわけだし、そのあたりの見極めはきちんとするんじゃないのかな。

Ａ：成年年齢を１８歳に引き下げた政府の意図は何だったんだろうね。若年層の消費拡大を期待しているのかな。

Ｂ：それも確かにありそうだね。加えて、選挙権年齢も引き下げられたし、若者の責任ある社会参画も期待しているんじゃないかな。

Ａ：主体的な社会参加が消費者市民社会の形成には不可欠だよね。

Ｂ：結構話が盛り上がったね。いろんな立場からメリット・デメリットを考えていけば、レポートもクリアできそうだね。

Ａ：ありがとう。おかげでいろんなことに気づけたよ。

1. 各グループでＡさん、Ｂさんの会話の中に出てくるキーワードを次の座標軸に自由に位置づけてみましょう。（もちろんそれぞれの感覚でかまいません。）

**もたらされる結果重視**

**経済的効果重視**

**利害の調整**

**重視**

**経済的**

**自由度重視**

**行為の動機重視**

**理念・理想重視**

（２）上のグループ活動をふまえ、『消費者市民社会の実現にむけて必要なことは何か』について、大切にしたい価値や、めざしたい社会像に触れながら記述してください。

●では最後に、みなさん自身の考えたことを書いてください。